

第504回川越市農業委員会総会議事録  
(公開用)

川越市農業委員会

## 第 5 0 4 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和7年11月26日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ（研修室）
- 3 開会時刻 午前 9時20分
- 4 閉会時刻 午前 11時05分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	出	
4	小倉 晶男	出		13	武藤 康則	出	
5	今野 英子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	田畑 たき子	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

### 8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	鈴木 政明	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	米田 正則

## 9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	高梨 直人	副 主 幹	鈴木 信幸
主 幹	宮本 晃宏	主 査	岩崎 達矢
副 主 幹	山崎 明美	主 事	堀口 優衣
副 主 幹	長谷川 修		

### 産業観光部農政課職員

職	氏 名	職	氏 名
課 長	小川 覚一郎	主 査	柿沼 隆史
副 参 事	佐藤 公彦	主 任	竹見 弘樹
副 課 長	分須 正二	主 事	林 優花
副 主 幹	矢嶋 祐二	主 事	小野村 梨穂

## 10 開 会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和7年11月26日第504回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

### 11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 永島 千恵子

委員 田畑 たき子

委員 鈴木 初夫

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 10 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 4 件、5 筆、1,785 m<sup>2</sup>である。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 14 件、24 筆、6,663.95 m<sup>2</sup>である。農地改良届については、合計 6 件、8 筆、5,035 m<sup>2</sup>である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計 1 件、6 筆、5,582 m<sup>2</sup>である。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知については、合計 1 件、1 筆、942 m<sup>2</sup>である。相続税の納税猶予に関する 3 年ごとの農業継続証明書については、合計 10 件、58 筆、64,736.66 m<sup>2</sup>である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 17 件、82 筆、56,701 m<sup>2</sup>である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条  
第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画

(案) に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数1件、筆数3筆、面積2,862㎡についての意見照会があった。

整理番号1番は、年齢36歳、農業従事日数150日以上、世帯内の農業従事者は2人である。農家世帯出身ではないが、トラクター、耕運機、トラックなどを所有しており、2年前から申出地を個人間で借り受けて露地野菜を生産している。

以上のことから、整理番号1番の農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者(受け手)については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をみたしており、農用地利用集積等促進計画(案)は問題ないと考えられる。」との説明をした。

委員から「整理番号1番について、調査報告する。10月28日に、農地利用最適化推進委員と事務局職員と一緒に、耕作者から就農の経緯などの話を伺ったあと、農業用機械、現在作付けしている野菜、申請地を確認した。譲受人は10年ほど前、さいたま市の実家にいる頃、父の会社でドローンの事業計画があり、それをきっかけにさいたま市の見沼で家庭菜園程度の野菜作りを始めたところ、もっと面積を広げて、自立して農業を仕事にしていきたいと考えるようになったことである。さいたま市での農家の手伝いや農林公社の実習を通して、農業経営に見通しがつくようになったことから、本格的に農業を始める決意をしたが、さいたま市で農地とそ

の近隣に農業用機械を保管できるようなところを探したが見つからず、友人の伝手で、鹿飼に適当な物件の紹介があったことから、令和元年11月に自宅を購入し、2年前から申出地を個人間で借り受けて路地野菜を生産している。譲受人は現在、年齢36歳である。農業用機械はトラクター、耕運機、刈払機、農業用トラックなどを所有している。現在はカブ、人参、里芋を作付けしており、伊佐沼直売所やスーパーの直売所に出荷しているとのことである。また、今後はネギ、キャベツ、人参、カブに注力を注ぐ予定とのことである。なお、地域では、申請地のほかにも管理を任せている土地が複数あり、適正に管理されていることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、意見を申し上げる。10月28日に、農業委員、農地利用最適化推進委員、それから事務局職員と一緒に、譲受人から就農の経緯などの話を伺ったあと、農業用機械、現在作付けしている野菜、申請地を確認した。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、農地中間管理事業の

推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をみたしているため、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

#### 議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数20件、筆数53筆、面積46,789㎡についての申請があった。

整理番号1番については、経営拡張のための所有権移転で、2筆、1,233㎡の申請である。譲受人は、現在49歳で、農業従事日数は年間200日以上、約45アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1kmである。

整理番号2番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、604㎡の申請である。譲受人は、現在69歳で、農業従事日数は年間150日以上、約65アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1.

4 k m である。

整理番号 3 番から 4 番については、同一人からの申請のため、まとめて説明する。いずれも贈与による所有権移転で、整理番号 3 番は、2 筆、2, 336 m<sup>2</sup>、整理番号 4 番は、2 筆、2, 392 m<sup>2</sup>、合計 4, 728 m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は、現在 47 歳で、農業従事日数は年間 300 日以上、約 50 アールの農地を耕作する農家である。申請地を贈与により譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 2 k m である。

整理番号 5 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、283 m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は、現在 69 歳で、農業従事日数は年間 200 日以上、約 84 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 100 m である。

整理番号 6 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、905 m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は、現在 58 歳で、農業従事日数は年間 150 日以上、約 99 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 50 m である。

整理番号 7 番から 8 番については、同一人からの申請のため、まとめて説明する。経営拡張のための所有権移転で、整理番号 7 番は、19 筆、15, 175 m<sup>2</sup>、整理番号 8 番は、2

筆、1,030㎡、合計16,205㎡の申請である。譲受人は、現在46歳で、農業従事日数は年間200日以上、約64アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離はいずれも約200m～500mである。

整理番号9番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、58㎡の申請である。譲受人は、現在79歳で、農業従事日数は世帯合計で年間150日以上、約41アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約400mである。

整理番号10番については、同一農家世帯内での贈与による所有権移転で、1筆、889㎡の申請である。譲受人は、現在70歳で、農業従事日数は世帯合計で年間250日以上、約117アールの農地を耕作する農家である。申請地を兄から譲り受けたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約10mである。

整理番号11番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、2,274㎡の申請である。譲受人は、現在65歳で、農業従事日数は年間250日以上、家族とともに、約275アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約50mである。

整理番号12番については、経営拡張のための所有権移転

で、7筆、8,017㎡の申請である。譲受人は、現在49歳で、農業従事日数は年間300日以上、約121アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約300m～500mである。

整理番号13番については、経営拡張のための所有権移転で、4筆、3,388㎡の申請である。譲受人は、現在29歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族とともに、約529アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1kmである。

整理番号14番から18番については、同一人からの申請のため、まとめて説明する。いずれも経営拡張のため所有権移転で、整理番号14番が、2筆1,818㎡、整理番号15番が、1筆543㎡、整理番号16番が、1筆1,432㎡、整理番号17番が1筆734㎡、整理番号18番が、2筆2,661㎡、合計7筆7,188㎡の申請である。譲受人は、前身の株式会社が令和7年5月29日に商号変更した法人である。現在は、約60アールの農地を耕作している。今回は、農地所有適格法人として申請地を売買にて取得し、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は、いずれも約5kmである。

整理番号19番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、230㎡の申請である。譲受人は、現在76歳で、

農業従事日数は世帯合計で年間200日以上、約86アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1.5kmである。

整理番号20番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、787㎡の申請である。譲受人は、現在65歳で、農業従事日数は年間300日以上、約2,023アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約80mである。

以上のことより、整理番号1番から20番について許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、調査報告する。11月16日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在49歳で、農業従事日数は、年間200日以上、約45アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稻と養蜂で、申請地において、田では水稻、畑は養蜂を計画している。また、トラクター、コンバイン、田植機などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認し

た。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、意見を申し上げる。1月16日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号3番と4番について、まとめて調査報告する。1月13日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在47歳で、農業従事日数は、年間300日以上、約50アールの農地を耕作している農家である。主な作付けはとうもろこし、なす、ブロッコリーで、申請地においては野菜を計画している。また、トラクター、コンバイン、田植機などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を確保していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 3 番と 4 番について、意見を申し上げます。11月13日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 7 番と 8 番について、まとめて調査報告する。11月19日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在 46 歳で、農業従事日数は、年間 200 日以上、約 64 アールの農地を所有しているが、今回の申請地約 15 ヘクタールについても既に作付けや管理を行なっている。主な作付けは、水稲で、申請地においても水稲を計画している。また、トラクター、コンバイン、田植え機、農業用ドローンなどを拝見させていただき、新たに農機具も導入予定であるとのことから、申請地の維持管理に支障はないことを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 7 番と 8 番について、意見を申し上げます。11月19日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取

得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 11 番について、調査報告する。11 月 15 日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在 65 歳で、農業従事日数は、年間 250 日以上、約 275 アールの農地を耕作している農家である。施設園芸で主に、いちご、畑では枝豆やほうれん草を栽培している。今回の申請地においては野菜を計画していますが、農業用ハウス、軽トラック、トラクターなどを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具等を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 11 番について、意見を申し上げる。11 月 15 日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 12 番について、調査報告する。11 月 15 日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在 49 歳で、農業従事日数は、年間 300 日以上、約 121 アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは、カブ、枝豆で、今回の申請地においてはカブ、枝豆を計画している。また、トラクター、耕運機などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いしする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 12 番について、意見を申し上げる。11 月 15 日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 13 番について、調査報告する。11 月 14 日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の

目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在29歳で、農業従事日数は、年間150日以上、約529アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは、果樹で、今回の申請地においてはミカン栽培を計画している。また、トラクター、耕運機、農業用自動車などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号13番について、意見を申し上げる。11月14日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号14番から18番について、まとめて調査報告する。11月18日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。譲受人は、令和7年5月に前身の株式会社から商号を変更した法人である。先代のお父様が設立し、現在は、川越市、狭山市、東松山市で農地を借りて、人参・小松菜・キャベツなどを生産している。今回の農地取得の目的は、法人による、

規模の大きな農業を実現したいとの理由によるものである。  
まずは、今回の申請地でキャベツ、レタス、小松菜等を栽培し、いずれは、耕作地を南側に広げ、施設栽培エリア、観光農園エリア、大規模農業エリアなどにエリア分けすることも考えているとのことである。現在所有している農機具は、トラクター5台、軽トラック4台、耕運機8台などがあり、常時農業に従事する12名により実際の農作業を行う計画である。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いしする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号14番から18番について、まとめて意見を申し上げる。11月18日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から20番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第 3 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に  
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 3 号議案は、件数 1 1 件、筆数 1 7  
筆、面積 3, 2 6 1 m<sup>2</sup>についての申請があった。

整理番号 1 番については、駐車場に使用のための所有権移  
転で、1 筆、6 8 m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は平成 6 年 1 月に  
有限会社を設立され、土木工事事業及び建築工事の請負を主  
な業務としている。今年度から業務拡大に伴い、社員の駐車  
場が必要となったことから新たな敷地を探していたところ、  
既存の駐車場に近接する申請地が適地と考え、売買にて取得  
し、自社駐車場として使用したいとの申請である。農地区分  
については、第 2 種農地であると考えられる。雨水について  
は、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号 2 番については、住宅新築のための所有権移転  
で、1 筆、2 9 0 m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は借家にて暮らし  
ている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の  
建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、  
売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分  
については、第 1 種農地であると考えられるが、集落に接続  
した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられ  
る。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から

水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号3番については、資材置場に使用のための所有権移転で、2筆、95㎡の申請である。譲受人は平成24年6月に株式会社を設立し、建築物改修工事や塗装工事を主な業務としている。賃借にて借りている既存の資材置場を所有者へ返却することになったため、新たな資材置場を必要としている。そこで、国道・県道にアクセスがしやすい申請地が適地と考え、売買にて取得し、資材置場として使用したいとの申請である。(合計敷地面積286.90㎡) 農地区分については、第1種農地であると考えられるが、隣接する宅地と同一事業の目的に供するものであり、第1種農地の面積の割合が事業に必要な総面積の3分の1を超えないため、農地転用の不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号4番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、27㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、近隣に商業施設や小中学校があり生活利便性が高い、申請地を適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。(合計敷地面積275.09㎡) 農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて自然浸

透させる計画である。

整理番号5番については、住宅新築のための使用貸借権設定で2筆、441㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、祖父母の家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号6番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、1筆、381㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号7番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、1筆、291㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅

の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と  
考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請であ  
る。農地区分については、第2種農地であると考えられる。  
排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流す  
る計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する  
計画である。

整理番号8番については、住宅新築のため使用貸借権設定  
で、1筆、373㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らし  
ている。父との同居生活から自立した生活を送るため、住宅  
の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考  
え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請であ  
る。農地区分については、第2種農地であると考えられる。  
排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から雑排  
水管へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透  
枡を設置する計画である。

整理番号9番については、資材置場に使用のための所有権  
移転で、1筆、732㎡の申請である。譲受人は令和2年6  
月に株式会社を設立し、外構工事を主な業務としている。賃  
借にて借りている既存の資材置場を所有者へ返却することにな  
ったため、新たな資材置場を必要としている。そこで、事  
務所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、資材置場  
として使用したいとの申請である。(合計敷地面積1097  
㎡) 農地区分については、第2種農地であると考えられる。  
雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号10番については、住宅新築のための所有権移転で、4筆、257㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号11番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、306㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号1番から11番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号4番について、譲受人はなぜ、住宅新築のため、申請地を選んだのか。仕事はどのようにするのか。」との発言があった。

事務局は「申請人は学生時代に申請地近くで生活したことがあり、現在も友人が住んでいるため、土地勘があること。また、現在のところ、申請人は新居に転居後も従前の通勤先に通勤する予定であるが、将来は新居近くに転居も検討している。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から11番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

#### 議案第4号

川越農業振興地域整備計画の変更（案）に対する  
意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に農業振興地域整備計画の変更をするときの説明を求めた。

事務局は「農業振興地域整備計画の策定、変更を行うときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に

より農業委員会の意見を聴くものとする」と規定されている。

川越市では、毎年3月末と9月末を締め切りとして、年2回の申出を受付けており、各申出について、それぞれ5月と11月の総会で審議する。」との説明を行なった。

議長は農業振興地域整備計画の変更について、農政課に説明を求めた。

農政課は「今月の第4号議案は、件数8件、筆数10筆、面積10,641㎡についての意見照会があった。

整理番号1番については、分家住宅新築のため、1筆、991㎡の内331㎡の申出である。事業計画者は、土地所有者の孫である。現在、実家に住んでいるが、結婚が決まり、今後の子育てや親の介護のために、実家に近い場所に住宅建築を計画していたところ、申出地の所有者である祖父の同意を得られたため、今回の申出となったものである。排水については、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。除外後の農地区分については、第1種農地であると確認しているが、集落に接続した住宅建築であるため、不許可の例外に該当すると確認している。

整理番号2番については、資材置場敷地拡張に使用のため、1筆、738㎡の内347㎡の申出である。事業計画者は、建設業を営む有限会社である。切土・盛土等に伴う土留工事の増加により、資材が増量したため、事務所に近い場所に資材置場の設置を計画していたところ、申出地の所有者の同意を得られたため、既存敷地と合わせて資材置場として使用し

たいとの申出となったものである。(合計敷地面積 1, 0 4 1 m<sup>2</sup>) 除外後の農地区分については、第 1 種農地であると確認しているが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存敷地面積の 2 分の 1 を超えないため、不許可の例外に該当すると確認している。

整理番号 3 番については、資材置場に使用のため、1 筆、1, 9 6 7 m<sup>2</sup>の申出である。事業計画者は、土木建築業を営む株式会社である。現在、建築現場に納品するために大量の土を取り扱っているが、既存の敷地では保管スペースが足りず、受注に対応できていない状況である。そこで、幹線道路からアクセスの良い場所に、資材置場の設置を計画していたところ、申出地の所有者の同意を得られたため、今回の申出となったものである。雨水については、表面貯留により一時的に敷地内に貯留させた後に自然浸透させる計画である。除外後の農地区分については、第 3 種農地であると確認している。

整理番号 4 番については、駐車場に使用のため、3 筆、4, 1 8 6 m<sup>2</sup>の申出である。事業計画者は、運送業を営む株式会社である。現在、契約をしている配送センター等に駐車場を借用しているが、配送契約が延長されない場合、継続して借用できなくなることから、自社で駐車場を確保しておく必要がある。そこで、配送センター等に近く、まとまった敷地が確保できる場所に、駐車場の設置を計画していたところ、申出地の所有者の同意を得られたため、隣接する宅地を含めて、

今回の申出となったものである。(合計敷地面積4,187.58㎡) 雨水については、表面貯留により一時的に敷地内に貯留させた後に自然浸透させる計画である。除外後の農地区分については、第1種農地と第3種農地であると確認しているが、第1種農地と隣接する土地と同一事業を目的とした計画であり、第1種農地の割合が全体の3分の1を超えないため、不許可の例外に該当すると確認している。

整理番号5番から8番については、農用地区域への編入のため、4筆、3,810㎡の申出である。申出人(所有者)の4人は申出地を含む農地を耕作している農家である。申出地は、農産物販売施設新築計画の申出により、令和4年5月11日付で農用地区域から除外されたが、同事業計画が中止になったため、今回の申出となったものである。なお、所有者に聞き取りをしたところ、新たな事業計画がないことを確認している。

整理番号1番から4番については、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合は規定された農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件のすべてをみたす見込みがあるものと考えられる。

また、農用地区域外(白地)から農用地区域(青地)への編入である整理番号5番から8番については、農用地利用計画に定めるべきものについて規定された農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項に掲げる要件に該当するため、問

題ないものと考えられる。」との説明を行なった。

議長は委員に意見を求めた。

委員から「はじめに整理番号3番について、調査報告する。

11月19日に、申出地にて、代理人から話を伺った。申出人は株式会社を成立し、土木建築の設計施行、建築物解体業等を主な事業としている。建築現場に納品するために大量の土を取り扱っているが、事業が順調で、現在、所沢市で借地している敷地では保管スペースが足りず、受注に対応できていない状況とのことである。そのため、主な納品先は埼玉県内埼玉近郊にあることから、幹線道路からアクセスの良い場所に、新たに資材置場の設置をする必要があるとのことである。今回、新たに設ける資材置場は、周囲をコンクリートブロックで囲み、雨水については、表面貯留により一時的に敷地内に貯留させた後に自然浸透させる計画で河川課と協議をしているとのことである。また、排水設備はないので、周辺農地への影響は少ない見込みである。続いて整理番号4番について、調査報告する。11月19日に、申出地にて、代理人から話を伺った。申出目的は駐車場に使用するためである。申出人は昭和48年1月に株式会社を成立し、住宅建材や食品などを中心に関東一円で輸送サービスを提供してとしており、売上高8億円、従業員102名とのことである。創業以来事業は順調に進展しているが、自社専用駐車場が不足しており、現在、不足分については、契約をしている配送センター等に駐車場を借用しているとのことである。配送契約が延

長されない場合、継続して借用できなくなることから、配送センター等に近く、まとまった敷地が確保できる場所に、新たに駐車場の設置が必要とのことである。今回、新たに設ける駐車場は、周囲をコンクリートブロックで囲み、雨水については、表面貯留により一時的に敷地内に貯留させた後に自然浸透させる計画で河川課と協議をしているとのことである。また、排水設備はないので、周辺農地への影響は少ない見込みである。以上のことから、今回の農業振興地域整備計画の変更については、地元農業委員としては、やむを得ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号3, 4番について、現地調査の際、事業計画者が現れず、代理人から主に事業計画について聴取を行なったが、例えば、整理番号3番については納品用の土置場とのことであるが、事業者によるその確認は行っているのか。また、借地料について、整理番号3番、4番の面積は異なるにもかかわらず、同額になっていることについて、事業者による確認をしているのか。」との発言があった。

農政課は「事業者からは代理人宛ての委任状の提出を受けていることから、通常は、事業者と直接やり取りをすることはないが、必要に応じて、事業計画者に確認することは必要であると考えます。借地料については除外の審査対象となっていないことから、適正かどうかまで、追及はしていません。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から4番については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件のすべてをみたす見込みがあり、整理番号5番から8番については、同法第10条第3項に掲げる要件に該当するため、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について原案どおりに決定する。

#### 議案第5号

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域農業経営基盤強化促進計画の変更（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に地域農業経営基盤強化促進計画の変更を行うときの説明を求めた。

事務局は「川越市地域農業経営基盤強化促進計画の変更をする場合は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項により、農業委員会の意見を聴くこととなっている。先ほどの議案である農業振興地域整備計画の変更に併せて変更する必要があるため、5月と11月の総会で審議するものである。」との説明を行なった。

議長は地域農業経営基盤強化促進の変更について、農政課に説明を求めた。

農政課は「今月の第5号議案は、地区数12地区、筆数300筆、面積209,151㎡についての意見照会があった。

霞ヶ関地域の変更案については、農地転用許可または、農用地区域からの除外に伴う目標地図の削除は、1筆、469㎡である。農地法第3条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更はない。

古谷地域の変更案については、農地転用許可または、農用地区域からの除外に伴う目標地図の削除は、6筆、1,287㎡である。農地法第3条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更は、71筆、45,826㎡である。

山田地域の変更案については、農地転用許可または、農用地区域からの除外に伴う目標地図の削除は、4筆、859㎡である。農地法第3条許可による所有者の変更、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更または、農用地区域への編入に伴う目標地図の変更は、29筆、17,170㎡である。

高階地域の変更案については、農地転用許可または、農用地区域からの除外に伴う目標地図の削除は、4筆、6,073㎡である。農地法第3条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更は、1筆、1,000㎡である。

田面沢地域の変更案については、農地転用許可または、農

用地区域からの除外に伴う目標地図の削除は、1筆、991  
m<sup>2</sup>である。農地法第3条許可による所有者の変更または、農  
用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図  
の変更は、12筆、5,898 m<sup>2</sup>である。

福原地域の変更案については、農地転用許可または、農用  
地区域からの除外に伴う目標地図の削除は、2筆、1,00  
1 m<sup>2</sup>である。農地法第3条許可による所有者の変更または、  
農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地  
図の変更は、35筆、35,410 m<sup>2</sup>である。

なお、今回、本計画の基となる情報である農地台帳情報が  
令和7年6月に更新されたことにより、70歳以上の農業者  
の耕作面積の割合が「5割以上」だったものが5割を下回っ  
たため、「5割近く」と記載を変更している。

芳野地域の変更案については、農地転用許可または、農用  
地区域からの除外に伴う目標地図の削除は、2筆、909 m<sup>2</sup>  
である。農地法第3条許可による所有者の変更または、農用  
地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の  
変更はない。

なお、今回、本計画の基となる情報である農地台帳情報が  
更新されたことにより、70歳以上の農業者の耕作面積の割  
合が「6割以上」だったものが6割を下回ったため、「5割以  
上」と記載を変更している。

大田地域の変更案については、農地転用許可または、農用  
地区域からの除外に伴う目標地図の削除は、7筆、3,51

0 m<sup>2</sup>である。農地法第3条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更は、49筆、35,783 m<sup>2</sup>である。

日東地域の変更案については、農地転用許可または、農用地区域からの除外に伴う目標地図の削除は、10筆、3,115 m<sup>2</sup>である。農地法第3条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更はない。

なお、今回、本計画の基となる情報である農地台帳情報が更新されたことにより、70歳以上の農業者の耕作面積の割合が「6割以上」だったものが6割を下回ったため、「5割以上」と記載を変更している。

名細地域の変更案については、農地転用許可または、農用地区域からの除外に伴う目標地図の削除は、12筆、3,992 m<sup>2</sup>である。農地法第3条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更は、35筆、33,977 m<sup>2</sup>である。

川越地域の変更案については、農地転用許可または、農用地区域からの除外に伴う目標地図の削除はない。農地法第3条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更は、6筆、6,923 m<sup>2</sup>である。

南古谷地域の変更案については、農地転用許可または、農用地区域からの除外に伴う目標地図の削除は、12筆、3,

960 m<sup>2</sup>である。農地法第3条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更は、1筆、998 m<sup>2</sup>である。

なお、今回、本計画の基となる情報である農地台帳情報が更新されたことにより、70歳以上の農業者の耕作面積の割合が「6割以上」だったものが6割を下回ったため、「5割以上」と記載を変更している。

以上の変更案については、川越市農業委員会総会で審議した結果に伴う変更及び農地台帳情報の更新に伴う変更であるため、問題ないと考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、すべての地区の変更案については、川越市農業委員会総会で審議した結果に伴う変更であるため、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について原案どおりに決定する。

### 1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第504回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

### 1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和7年12月23日

---

議 長            渋谷 武

---

委 員            永島 千恵子

---

委 員            田畑 たき子

---

委 員            鈴木 初夫

---